

鳥取県立学校第三者評価委員会運営要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立学校第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 評価委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 評価項目・評価基準に関する事項
- (2) 評価方法に関する事項
- (3) 評価結果の活用に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第三者評価の実施に関する事項

(組織)

第3条 評価委員会は、評価委員27人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 評価委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、教育委員会が任命した日から当該年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては、評価委員会の庶務を行う所属長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(研修)

第7条 評価委員は、第三者評価の実施にあたり、研修を受けるものとする。研修は、教育委員会が実施する。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。